

まんのう町農業委員会総会議事録

開催日時 令和3年 4月20日(火) 9時00分から

開催場所 まんのう町役場 3階 大会議室

出席委員 19名(委員総数19名)

会 長	11番	今田 義則					
副会長	1番	岩倉 節夫					
委 員	2番	白川 清茂	3番	細川 憲志	4番	林 一典	
	5番	高井 忠	6番	三原 俊雄	7番	曾我部 宗男	
	8番	鈴木 多計士	9番	藤井 清	10番	秦 守	
	12番	亀田 安信	13番	中浦 優	14番	近藤 茂義	
	15番	白川 修	16番	黒田 啓子	17番	奥山 則国	
	18番	山口 靖永	19番	兼若 順二			

欠席委員 0名

欠席者

農業委員会事務局職員

事務局長	鈴木 正俊	
課長補佐	藤原 道広	
職 員	森田 昌光	岡本 尚士

議案等

議案第1号	農業委員会職員の任免について
議案第2号	農地法第3条許可申請書審議の件
議案第3号	農地法第5条許可申請書審議の件
議案第4号	非農地証明願承認の件
議案第5号	農用地利用集積計画諮問の件
議案第6号	その他

議事は次のとおり

(開会前あいさつ)

(令和 3 年 4 月 20 日)

町 長 (挨拶)

会 長 それではただ今より、4 月の定例会を開会します。出席委員は 19 名中 19 名で、定足数に達していますので、総会は成立しています。本日の議事録署名人につきましては、14 番 近藤委員さん、15 番 白川修委員さん、よろしくお願いします。本日の議題につきましては、議案第 1 号から議案第 5 号までを御審議いただき、その他として報告を含む案件が 2 件あります。御審議よろしくお願いします。

会 長 それでは、議案第 1 号、農業委員会職員の任免について、私が説明します。1 ページを開いてください。1 番、小縣 茂(おがた しげる)、令和 3 年 3 月 31 日、まんのう町農業委員会事務局長を免ずる。2 番、鈴木 正俊(すずき まさとし)、令和 3 年 4 月 1 日、まんのう町農業委員会事務局長を任命するという内容の議案になります。こちらに関しては、まんのう町農業委員会規則第 5 条第 2 項で「職員は、会長が任免する。」と規定されています。4 月 1 日のまんのう町の人事異動に伴いまして、小縣課長が税務課へ異動、鈴木課長が企画政策課より異動ということで上程いたします。議案第 1 号について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 議案第 1 号については、異議なしということで、原案のとおり承認されました。ありがとうございました。

会 長 ここで、それぞれの課長から一言ずつお願いします。
(小縣課長、鈴木課長 挨拶)

会 長 今後ともよろしくお願いします。この後、臨時議会があると聞いておりますので、小縣課長と鈴木課長は退席となります。
(小縣課長、鈴木課長 退席)

会 長 続きまして、議案第 2 号、農地法第 3 条許可申請書審議の件を議題とします。今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第 31 条議事参与の制限」に該当する案件があります。議案第 2 号 5 番につきましては、兼若委員さんに御退席いただき審議いたします。それでは、議案第 2 号 1 番から 4 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(森田) (3 条申請 説明)

【番号 1】 所有権移転(贈与) 1 筆

■譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]

■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模の拡大

■申請地 七箇字 [REDACTED] 田 818 m² 1 筆 地籍合計 818 m²

■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 16108 m²

■自宅から申請地までの通作距離 1.0 km

■申請に係る農地等の登記事項証明書(全部事項証明書)

発行日令和 3 年 3 月 29 日

■現地調査実施日令和 3 年 4 月 8 日

- 営農計画書（様式第3号）水稻を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間 150 日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号2】 所有権移転（売買） 1 筆

- 譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
- 譲渡人事由 労働力不足 ■譲受人事由 経営規模の拡大
- 申請地 岸上字 [REDACTED] 田 1030 m² 1 筆 地籍合計 1030 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 18663 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 1.5 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書）
発行日令和3年4月1日
- 現地調査実施日令和3年4月8日
- 営農計画書（様式第3号）水稻を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間 200 日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号3】 所有権移転（売買） 1 筆

- 譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
- 譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 代替え農地の取得
- 申請地 四條字 [REDACTED] 田 697 m² 1 筆 地籍合計 697 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 1048 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.2 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書）
発行日令和3年4月1日
- 現地調査実施日令和3年4月8日
- 営農計画書（様式第3号）露地野菜を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間 120 日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

【番号4】 所有権移転（売買） 2 筆

- 譲渡人 [REDACTED] ■譲受人 [REDACTED]
- 譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模の拡大
- 申請地 公文字 [REDACTED] 田 263 m²他 2 筆 地籍合計 603 m²
- 譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 9417 m²
- 自宅から申請地までの通作距離 0.3 km
- 申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書）
発行日令和3年3月17日
- 現地調査実施日令和3年4月8日
- 営農計画書（様式第3号）果樹を作付予定
- 農作業への従事状況農作業常時従事日数年間 300 日
- 経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長

事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号1の担当委員 高井委員さん、よろしくお願いします。

高井委員 (補足説明 3-1)

先日、■■■さんとお会いしましてお話をお聞きました。■■■さんが耕作しているのは、事務局から説明があったように、25年以上■■■さんから依頼があつて■■■さんが耕作していたということで、■■■さんは高齢になりまして処分しないといけないということで、■■■さんが受けるということになったということです。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号2の担当委員は私ですので、説明します。

今田会長 (補足説明 3-2)

16日に■■■さんのところに行きました。息子さんはおられなかったのですが、お父さんの方に聞きましたところ一枚の田んぼにして耕作しやすいようにしたいということで、意欲的な言葉がかえってきましたので何も問題はないと思います。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号3の担当委員 亀田委員さん、よろしくお願い致します。

亀田委員 (補足説明 3-3)

譲渡人が売るということで、■■■さんが買ってくれるということです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号4の担当委員 白川修委員さん、よろしくお願い致します。

白川修委員 (補足説明 3-4)

番号4につきまして補足説明させていただきます。16日に■■■さんにお会いしてお話を聞きました。県道■■■■線を少し南に行ったところの細長い土地なのですが、ずっと6年間耕作放棄地であり、雑木も生えてしてしまして■■■さんも10年前に■■■さんに売ってくれないかと話をしましたが、■■■さんが高齢でなかったので売らないということでした。全然耕作もしなかったもので、■■■さんが雑木を整理して果樹を植えて、果樹は集荷するのではなくて、今家の中で蜜蜂を飼育していますが、そこに果樹を植えて蜜蜂を飼育して蜜蜂をもう少し増やしていきたいということで、現地も確認して話を聞きました。耕作放棄地の解消にもなると思いますので、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第2号 1番から4番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第2号 1番から4番につきまして、原案のとおり、許可することに決定しました。ありがとうございます。続きまして、議案第2号 5番を審議しますので、兼若委員さん、ご退席をお願いします。

(兼若委員 退席)

会 長 それでは、議案第 2 号 5 番について、事務局の説明を求めます。

事務局(森田) (3 条 説明)

【番号 5】 所有権移転（売買） 1 筆
■譲渡人 ■譲受人
■譲渡人事由 農業廃止 ■譲受人事由 経営規模の拡大
■申請地 帆山字 田 2002 m² 1 筆 地籍合計 2002 m²
■譲受人の申請地取得後の世帯経営面積 149778 m²
■自宅から申請地までの通作距離 16.5 km
■申請に係る農地等の登記事項証明書（全部事項証明書）
発行日令和 3 年 4 月 6 日
■営農計画書（様式第 3 号）キャベツ、水稻の育苗を作付予定
■現地調査実施日令和 3 年 4 月 8 日
■農作業への従事状況農作業常時従事日数年間 300 日
■経営農地の状況耕作の事業に供すべき農地の全部について適正に耕作または管理されている。

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 5 の担当委員 岩倉委員さん、よろしくお願いします。

岩倉委員 (補足説明 3-5)

それでは説明させていただきます。この件につきましては、もう少し早くしていればよかったのですが、■さんが亡くなりまして、その後を継ぐ方も亡くなりまして下の娘さんが継ぐようになりました。今までは、■さんが借りて耕作していましたが解約するということです。4 反ほどは作って、後残っていますがこれは農事組合法人■が買手がつくまでは預かるというような話になっております。後は事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 2 号 5 番について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 2 号 5 番につきまして、原案のとおり、許可することに決定しました。ありがとうございます。それでは、兼若委員さんに入室をしていただきます。
(兼若委員 入室)

会 長 続きまして、議案第 3 号、農地法第 5 条許可申請書審議の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (5 条 説明)

番号 1 (分家住宅) / 【使用貸借権設定】

- *申請地：長尾字■■■■田 439 m²
- *農用地区域内農地～農振除外事前協議回答日（令和3年3月31日）
- *農地区分：第2種農地～長尾の■■■■集会場から西側約200mに位置し、町道■■■■線沿いにある農地
- *申請目的：分家住宅
 - ～借人は現在町外の借家に居住しており、子どもの成長に伴って手狭となってきたことから、実家附近で新たな住宅を建築する計画を立てて、計画に見合う土地を探していたところ、祖父名義の申請地を宅地として使用することに同意が得られたことから、本転用申請に至ったもの。
- *登記簿添付：申請地～1筆
 - （申請地）～令和3年3月31日法務局発行（3箇月以内）
 - ～平成10年8月5日 省令第37号2条第2項により移記
 - ～平成13年3月30日 相続による所有権移転
- *被害防除計画書添付済（調整を了している）
- *申請地：盛土：花崗土盛土（t=0.15m）
 - 擁壁：コンクリート擁壁（H=0.60m）
- *排水計画：雨水：排水桝を設置して北側水路へ放流
 - 污水：合併浄化槽を設置して北側水路へ放流
- *資金調達計画：住宅ローン事前審査結果通知添付
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：まんのう町土地改良区、香川用水土地改良区添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付

番号2（非農家の自己住宅）／【所有権移転】贈与

- *申請地：四條字■■■■畑 138 m² 併せ地 274.52 m²
- *農用地区域外農地～農振除外不要
- *農地区分：第2種農地～■■■■駅から東側約380mに位置し、町道■■■■線から北側の宅地に囲まれた農地。
- *申請目的：非農家の自己住宅
 - ～譲受人は令和3年3月25日に■■■■市から生まれ故郷である母親の居住地に家族4人の住所を移転しているが、譲受人本人は単身赴任という形態で■■■■県に勤務している。本人も近々まんのう町に永住する予定であり、母親宅に全員が同居するには手狭であることから、申請地附近で住宅建築の計画を立てて、周辺で土地を探していたところ、祖父名義の申請地を贈与により所有権移転して宅地に変更することに同意が得られたことから、申請に至ったもの。
- *登記簿添付：申請地～1筆、併せ地～1筆
 - （申請地）～令和3年3月31日法務局発行（3箇月以内）
 - ～平成10年11月5日 国土調査による成果
 - ～昭和31年4月21日 土地改良法による交換分合
 - （併せ地）～令和3年2月5日法務局発行（3箇月以内）
 - ～平成10年11月5日 国土調査による成果
 - （宅地）～昭和31年4月21日 土地改良法による交換分合
- *被害防除計画書添付済（調整を了している）
- *申請地：盛土～良質花崗土盛土（t=0.5m）
 - 擁壁～計画なし
- *排水計画：雨水：既存排水管から南側道路側溝へ放流
 - 污水：公共下水道へ接続

- *資金調達計画：造成費 ■■■ 万円、建築費 ■■■ 万円で合計 ■■■ 万円となり、住宅ローン事前審査結果を添付。
- *確約書添付～土地、作物、家畜に被害が及ぶ場合に誠意をもって解決
- *土地利用計画図添付
- *土地改良区意見書：満濃池土地改良区、香川用水土地改良区添付
- *排水承諾書：地元水利組合押印添付
- *所有地一覧表添付（県外、町内所有地）
- *床板架設同意書添付（満濃池土地改良区、■■■自治会）

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号 1 の担当委員 鈴木委員さん、よろしくお願いします。

鈴木委員 (補足説明 5-1)

それでは説明致します。4月18日に■■■さんお祖父さんになりますが、お会いしましてお話を聞き現地を確認致しました。譲受人は孫にあたりまして、孫が近くに帰ってくるとのことと、農業を手伝ってくれるという、二つの喜びの話をお聞きしました。詳細につきましては、事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。続きまして、番号 2 の担当委員 亀田委員さん、よろしくお願いします。

亀田委員 (補足説明 5-2)

■■■さんの件ですが、祖父から孫への贈与で場所は■■■です。別に問題はないと思いますので、よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をします。議案第 3 号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第 3 号の件につきまして、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第 4 号、非農地証明願承認の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (非農地証明 説明)

番号 1 (山林) / 第 2 種農地 (自然潰廃)

*申請地：佐文字■■■ 畑 1854 m²

*農地区分：第 2 種農地：佐文にある■■■福祉会館より東側約 850m にあり、周囲が竹林に囲まれた農地

*申請目的：山林

～申請地では平成 5 年頃までタケノコを収穫していたが、傾斜地で営農効率が悪く、通作に不便であるなどの理由から、現況は荒廃した竹

林となっている。このたび、地目を現況地目である山林に変更するため、非農地証明願が提出されたもの。

＊登記簿添付済～令和３年４月２日法務局発行

～申請者住所と登記簿記載住所が違うため、住民票で確認、登記簿記載氏名は同一。

適 用 【まんのう町農業委員会非農地証明事務処理要領】

※ ３ 非農地証明の要件 (2)非農地の認定基準 3)

耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため、自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地

6) 荒廃農地の発生解消状況に関する調査によって、「再生利用が困難と見込まれる荒廃農地」に分類された土地

＊証明書：近隣農家の証明（令和３年４月１日）

会 長 事務局からの説明は以上です。続きまして、担当委員さんの補足説明をお願いします。番号１の担当委員、**白川清茂**委員さん、よろしくお願いします。

白川清茂委員（補足説明 非-1）

１６日に現地確認をしてまいりました。現地については、国道線からかなり奥深いところにあります。琴平町との境界の境になるのですが、昔は耕作していましたが近年周りも耕作していない、竹藪の管理もしていないので再生は不可能だと思います。後の説明につきましては事務局の説明通りです。よろしくお願い致します。

会 長 ありがとうございます。担当委員さんの補足説明は以上です。皆さん、質疑や御意見はありませんか。

（質疑等なし）

会 長 意見等もないようですので、採決をします。議案第４号について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議案第４号について、原案のとおり承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、議案第５号、農用地利用集積計画諮問^{しもん}の件を議題とします。今月の議案には「農業委員会等に関する法律 第３１条議事参与の制限」に該当する案件があります。議事の進め方として、基盤法の４番については**岩倉委員**さんに御退席いただき、基盤法の３４番については**細川委員**さんに御退席いただき、基盤法の３５番と３６番については**藤井委員**さんに御退席いただき審議いたします。それでは、議事参与以外の案件を審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局(岡本)（議事参与以外 説明）

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

（質疑等なし）

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。議事参与以外の案件について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、議事参与以外の案件について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、基盤法の４番を審議しますので、**岩倉**委員さんに退席していただきます。**岩倉**委員さん、ご退席をお願いします。
(**岩倉委員 退席**)

会 長 それでは、基盤法の４番について、事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (**基盤法 ４ 説明**)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。基盤法の４番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、基盤法の４番について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。それでは、**岩倉**委員さんに入室をしていただきます。
(**岩倉委員 入室**)

会 長 続きまして、基盤法の３４番を審議しますので、**細川**委員さんに退席していただきます。**細川**委員さん、ご退席をお願いします。
(**細川委員 退席**)

会 長 それでは、基盤法の３４番について、事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (**基盤法 34 説明**)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。基盤法の３４番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、基盤法の３４番について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。それでは、**細川**委員さんに入室をしていただきます。
(**細川委員 入室**)

会 長 続きまして、基盤法の３５番と３６番を審議しますので、**藤井**委員さんに退席していただきます。**藤井**委員さん、ご退席をお願いします。
(**藤井**委員 退席)

会 長 それでは、基盤法の３５番と３６番について、事務局の説明を求めます。

事務局(岡本) (**基盤法 35-36 説明**)

会 長 事務局からの説明は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、採決をいたします。基盤法の３５番と３６番について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、基盤法の３５番と３６番について、原案のとおり決定しました。ありがとうございました。それでは、**藤井**委員さんに入室をしていただきます。

(**藤井**委員 入室)

会 長 続きまして、その他の件に移りたいと思います。
その他の１番，合意解約・返還通知について、事務局の報告を求めます。

事務局(岡本) (**合意解約・返還通知について説明**)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質問等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の１番について、承認することに異議ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の１番については、承認されました。ありがとうございました。

会 長 続きまして、**その他の２番**，**農用地利用計画の変更**につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局(藤原) (**農用地利用計画の変更について 説明**)

会 長 事務局の報告は以上です。皆さん、質疑等ございませんか。

(質疑等なし)

会 長 質疑等もないようですので、その他の**２番**について、承認することに異議ご

ございませんか。

委員全員 異議なし。

会 長 異議なしということで、その他の 2 番について、承認されました。ありがとうございました。

会 長 それでは、以上で、本日提案の議題はすべて終了しました。全体的に何かご意見等がありましたらお伺いします。

(意見等なし)

会 長 無いようですので、来月の定例会の日時等を事務局よりお願いします。

事務局(藤原) (来月日時等説明)

来月の予定につきましてお知らせ致します。

農地法申請

5月 6日(木)

締め切り

定例会

5月20日(木)

午前9時30分から

会 長 (閉会あいさつ)

以上をもちまして、総会を閉会します。閉会後は事務局から事務連絡がありますので、そのままお待ちください。